

別記（1）－①

① 地域中核企業づくり事業（経営課題解決支援）

第1 事業の目的

本事業では食品製造業において、地域経済を牽引する中核企業を育成すべく、食品等製造事業者が抱える経営課題の解決への取り組みを支援することにより、食品等製造事業者の経営基盤の強化を図るものである。

第2 事業の内容

食品等製造事業者が策定する経営計画書に基づき、同事業者が商工団体の伴走のもと実施する商品開発力の向上への取り組みや設備投資など、経営課題解決への取り組みを支援する。

第3 事業実施主体

食品等製造事業者のうち以下の共通要件を満たすこととする。

【共通要件】

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に定義する者のいずれかであるもの。
- (2) 島根県内に主たる事業所又は工場を有するもの。
- (3) みなし大企業（※1）でないこと。
- (4) 島根県税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力との関係を有しないものであること。

※1 みなし大企業

発行済株式の総数又は出資価格の総額の二分の一以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資価格の総額の三分の二以上を大企業が所有している中小企業者又は大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の二分の一以上を占めている中小企業者をいう。

第4 事業要件

事業実施主体は、次の要件を全て満たすこととする。

- (1) 事業実施主体は、適正かつ効率的な事業実施とするため、伴走する商工団体を定めること。
- (2) 様式第1号の事業実施計画書に沿う経営課題解決に向けた取り組みを行い、事業効果を高めるものであること。

第5 推進体制

県、事業実施主体及び商工団体並びに支援機関は連携し、一体となり事業の実施にあたるものとする。

第6 実施等の手続き

- 1 募集については、別途定めるところにより実施するものとする。
- 2 事業実施主体が本事業を実施しようとするときは、県が別に定める期日までに、事業採択申請書（別記様式1）、事業実施計画書（様式第1号の①）を商工団体を経由して知事へ提出するものとする。
- 3 県は、提出された事業実施計画書をもとに、別に定める審査の評価を踏まえ当該事業実施主体と協議を行い、適當と認められたときは、これを内諾するものとする。
- 4 事業の内諾を受けた事業実施主体は、交付要綱第5条に基づき、事業実施計画書に補助金交付申請書（様式第2号）と関係書類を添え、商工団体を経由して知事に提出するものとし、県は、審査の上、交付決定をもって事業採択とする。

第7 実績報告

事業実施主体は、本事業の実績報告に際して、実績報告書（様式第1号の①）を作成し、補助金実績報告書（様式第8号）と関係書類を添え、商工団体を経由して知事に提出すること。

第8 事業実施状況報告

事業実施主体は、達成状況報告書（様式第12号）により目標数値の達成状況の報告を、商工団体を経由して知事に提出すること。

第9 支出を証する書類

実績報告書に写しを添える支出を証する書類とは次に掲げるものの原本をいう。

- (1) 謝金は、領収書又はこれらに類する書類
- (2) 旅費については、旅行の事実が確認できる請求明細書、領収書又はこれらに類する書類（航空機を利用する場合にあっては航空券の写し、搭乗券又はこれらに類する書類）
- (3) 印刷費及びデザイン費並びに郵送費については、事実が確認できる請求明細書、領収書又はこれらに類する書類
- (4) 工事請負費及び修繕費並びに機器・備品購入費については、契約、検収及び支払の関係の書類（見積書、契約書又は請書、仕様書又はカタログ、整備状況写真、請求書、領収書等）又はこれらに類する書類
- (5) 委託費及び分析・試験費については、契約及び支払の関係の書類（契約書又は請書、成果品、請求書、領収書等）又はこれらに類する書類
- (6) 研修・会議費については、契約、検収及び支払の関係の書類（見積書、契約書又は請書、納品書、請求書、領収書等）又はこれらに類する書類及び議事録等開催を証する書類
- (7) その他の経費は、(2)に準ずる書類とし、これらにより難い場合は、実績を証する資料、明細書等及び会計伝票又はこれらに類する書類

第10 その他

- 1 交付要綱第8条、第10条、第11条、第12条、第18条に基づき知事に提出する際は、第7から第9の項に準じ、商工団体を経由して提出すること。
- 2 その他必要な事項については、別途定めるものとする。